



宮 崎 県 公 報

平成31年2月18日(月曜日) 第3073号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“ ”) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (道路保全課) 2	

○道路の占用を制限する区域の指定 (4件) …… (道路保全課) 2
○平成31年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (物品管理調達課) 3

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経済・観光課) 5
○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 5
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 5
○都市計画の変更の案の縦覧 (7件) …………… (都市計画課) 5

告 示

宮崎県告示第 112号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204372	ヘルパーステーションてのひら	宮崎県都城市鷹尾二丁目1番5	合同会社てのひら	宮崎県都城市鷹尾二丁目1番5	平成31年1月23日	訪問介護
4570204380	ヘルパーST庄内の杜	宮崎県都城市庄内町8610番地	医療法人海誠会	宮崎県都城市庄内町8610番地	平成31年1月15日	訪問介護
4571701152	三股介護支援センター	宮崎県北諸県郡三股町宮村2930-3グリーンコーポ植木2号館101号	医療法人蓮華友愛会	大阪府大阪市西区立売堀一丁目7番18号 国際通信社ビル	平成31年1月10日	訪問介護

宮崎県告示第 113号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570601197	一夢庵訪問介護事業所	宮崎県日向市比良町4丁目85番地	特定非営利活動法人一夢庵	宮崎県日向市比良町四丁目85番地	平成31年1月31日	訪問介護
4570204117	訪問介護ステーションカナリア	宮崎県都城市若葉町47番地5	Alba JAPAN株式会社	宮崎県都城市若葉町47番地5	平成31年1月31日	訪問介護

4570204133	ミュージズの朝高崎 訪問ヘルパーステーション	宮崎県都城市高崎 町大牟田6486番地	社会福祉法人報謝 会	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田7348番 地2	平成31年1月14日	訪問介護
------------	---------------------------	------------------------	---------------	------------------------------	------------	------

宮崎県告示第 114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200472	山田りんどう福祉会	都城市山田町山田3063番地4	特定非営利活動法人山田りんどう福祉会	都城市山田町山田3063番地4	平成31年2月15日	就労定着支援

宮崎県告示第 115号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字鶴戸木乙3152-26、乙3154-1、乙3154-2、乙3154-4、乙3154-6、乙3154-7、乙3154-14、乙3163-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 116号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月18日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原美々津	日向市東郷町山陰字崎	平成31年2月18日

線	山乙2248番48地先から同市同町山陰同字乙2248番67地先まで
---	-----------------------------------

宮崎県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月18日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字竹ノ本乙2521番1地先から同市同町山陰同字乙2520番1地先まで	平成31年2月18日

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年2月18日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下合鴨1089番7地先から同郡同村同大字字鶴野1064番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月5日

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年2月18日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字網掛1524番5地先から同郡同村同大字字長谷1343番14地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月5日

宮崎県告示第 120号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年2月18日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字碓5142番1地先から同郡同村同大字字堂ノ元4908番7地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月5日

宮崎県告示第 121号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年2月18日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	日南市北郷町郷之原字山之口乙 755番地先から同市同大字字流合甲 157番5まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月5日

宮崎県告示第 122号

平成31年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等

に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成32年7月1日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機器類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器

	防災保安機器	
	工作機器	
	その他	
医療・理化学機器類	医療機器	
	理化学機器	
	計測機器	
	介護福祉機器	
農林水産土木機器類	農林水産業機器	
	建設土木機器	
材料類	土建用資材	
	標識	
	塗料	
	諸材	
車両・船舶・航空機類	車両販売・整備	
	船舶販売・整備	
	航空機販売・整備	
	バイク・自転車	
印刷類	平版活版	
	軽印刷	
	フォーム印刷	
	特殊印刷	
	青写真	
	航空写真・マイクロ写真	
薬品類	医薬品	
	農業薬品	
	化学工業薬品	
燃料類	石油製品	
	高圧ガス	
家具木工類	家具・木工	
	室内装飾・畳	
寝具・被服類	寝具	
	被服・装備品	
	消防・警察用品	
	靴・鞆	
百貨・日用品類	百貨	
	記念品・美術品	
	写真・カメラ	
	時計・貴金属	
	ガラス・陶器	
	楽器	
	スポーツ用品	
	金物・荒物・雑貨	
	食品	
看板・旗類	看板	
	旗・染物	
その他	シート・テント	
	肥飼料・種苗	
	書籍	
	古物買受	
	その他	
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
広告・宣伝	広告代理	

		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理 (システム開発含む)
		データエントリー
		その他
	その他	クリーニング
		運送
		廃棄物処理
		調査・研究・検査
		保守・点検
		食事・給食
		保険
		文化財保存・修復
その他		

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成31年2月4日	特定非営利活動法人 椎葉かてーりの森	川野 さつき	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野 8 28番地	この法人は、自然の恵みを活かす伝統的な知恵や技を学び、自然と共にある暮らしに根ざした生業の創出によって、心豊かな心地よい暮らしを目指してもらうため、自然の恵みを活かす知恵や技の調査・普及、及び生物多様性の森づくりなどの活動を行い、伝統継承、若者の新たな創業、高齢者の生き甲斐作り、移住促進にも寄与することを目的とする。

労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条第1項の規定によ

り、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 争議行為の目的
2019年度賃金および諸要求について
- 争議行為の日時
平成31年2月21日 午前8時30分から争議解決に至るまで
- 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳士80番地
医療法人清芳会 井上病院内
- 争議行為の概要
ストライキを含むいっさいの争議行為

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、農林水産省九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量 (基準点測量)
- 作業地域
宮崎県児湯郡川南町及び木城町の一部
- 作業期間
平成31年2月4日から平成31年3月22日まで

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画 区域区分の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
宮崎市下北方町花切の一部、宮崎市大字田吉字西田の一部、宮崎市大字恒久字辰喰の一部、宮崎市希望ヶ丘四丁目の一部、宮崎市大字郡司分字倉ヶ迫の一部、宮崎市大字新名爪字鼻切、字前田、字桑田及び字尾廻の各一部、宮崎市大字芳士字札之辻、字祝田、字人ノ前、字岩永迫、字平田及び字釘坪の各一部、宮崎市佐土原町下那珂字仁王作及び字永田の各一部、宮崎市高岡町下倉永字学頭、字祇園及び字木佐の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県高岡土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課
 - 期間
平成31年2月18日から平成31年3月4日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年 2 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

日向市大字日知屋字畑浦の一部及び日向市大字平岩字上舟人の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所、宮崎県日向土木事務所、延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課及び門川町建設課

(2) 期間

平成31年 2 月 18 日から平成31年 3 月 4 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年 2 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画臨港地区 細島港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

日向市大字日知屋字畑浦の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部都市政策課

(2) 期間

平成31年 2 月 18 日から平成31年 3 月 4 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年 2 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路

3・4・37号 見の崎通線

3・4・38号 大久保木崎線

3・5・37号 西新町尾ノ下線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課

(2) 期間

平成31年 2 月 18 日から平成31年 3 月 4 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年 2 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・5・1号 新馬場植木線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

三股町稗田の一部、三股町大字樺山字榎堀、字河辺田及び字八谷の各一部、三股町大字宮村字中原、字並木、字下鷹、字上鷹、字中須、字小鷹原及び字堀川の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び三股町都市整備課

(2) 期間

平成31年 2 月 18 日から平成31年 3 月 4 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年 2 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・6・4号 都城坂元線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

三股町稗田の一部、三股町大字樺山字榎堀、字河辺田、字射場前及び字松原の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び三股町都市整備課

(2) 期間
平成31年2月18日から平成31年3月4日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

田野都市計画道路

3・5・1号 北桜寺町線

3・6・2号 田野駅前通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課

(2) 期間

平成31年2月18日から平成31年3月4日まで

--	--